

九州農政局入札等監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日：令和2年11月2日)

開催日及び場所		令和2年9月16日(水曜日) 熊本地方合同庁舎 A棟4階 九州農政局会議室4			
委員		北里 敏明(弁護士) 谷本 たまみ(税理士) 田川 里美(ジャーナリスト)			
審議対象期間		令和2年4月1日～令和2年6月30日			
審議対象案件		267件 うち、1者応札案件92件 契約の相手方が公益法人等の案件2件			
抽出案件		8件 うち、1者応札案件5件 (抽出率3.0%) (抽出率5.4%) 契約の相手方が公益法人等の案件0件 (抽出率0%)			
抽出 案件 内 訳	工事	一般競争		4件 うち、1者応札案件2件 契約の相手方が公益法人等の案件0件	
		指 名 競 争	公募型指名競争		0件
			工事希望型競争		0件
			その他の指名競争		0件
			随意契約		0件
	業務	一般競争		2件 うち、1者応札案件1件 契約の相手方が公益法人等の案件0件	
		指 名 競 争	公募型競争		0件
			簡易公募型競争		0件
			その他の指名競争		0件
		随 意 契 約	公募型プロポーザル		0件
			簡易公募型プロポーザル		0件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益法人等の案件0件
			標準型プロポーザル		0件
			その他の随意契約		0件
		物品・ 役務等	一般競争		2件 うち、1者応札案件2件 契約の相手方が公益法人等の案件0件
			指名競争		0件
随意契約(企画競争・公募)			0件		
随意契約(その他)			0件		
(特記事項)					

	意見・質問	回答等
委員からの 意見・質問 、それに対 する回答等	<p>1. 令和2年度第1・四半期入札方式別 発注状況について</p> <p>意見・質問なし</p>	
	<p>2. 抽出工事及び業務並びに物品・役務等 契約について</p> <p>(1) 抽出工事</p> <p>①令和2年度川辺川農業水利事業 水源施設(山江1)工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施工実績確認型ということで、実績を重視した入札方式となっていますが、新規参入しようとする者の場合、点数はつくのですか。 ・新規に起業した者が参入するには、比較的小さい工事で実績を積まないといけないということですね。 ・施工実績確認型はいつから採用されたのですか。 ・従来の簡易Ⅱ型の評価に加えて、施工実績確認型では施工実績を評価するのですか。 ・入札を辞退した者がいますが、辞退した理由は何だったのですか。 ・入札を3回目まで行ったのですか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・施工実績としては、農林水産省の発注工事に限らず、同種の工事であれば、国土交通省、県、市町村、民間の発注工事であっても実績として認めています。 ・当方としては品質確保の必要もあるので、実績の無い業者と契約する事はできません。市町村などは総合評価の割合が比較的少なく、実績が無くても参入できる場合が多いので、そういった所で実績を積んでもらうしかありません。 ・平成31年からです。 ・簡易Ⅱ型の場合、企業評価と技術者評価があり、それぞれ細かい評価項目がありますが、施工実績確認型の場合は簡易Ⅱ型の評価項目の中の施工実績のみを評価します。 ・辞退の理由としては、施工体制が整わなかったという事でした。 ・入札心得においては、原則として入札は2回目までですが、3回目を行えば落札する可能性があるとして執行官が判断し3回目を実施しました。
	<p>②駅館川農地整備事業 大見尾工区区画整理(その3)工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なし 	

	<p>③令和元年度 大淀川右岸国営施設機能保全事業 天神ダム選択放流施設管理橋脚他 工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・どのくらいから低入札になるのですか。 ・低入札はよくありますか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・工事毎に直接工事費や諸経費に一定の率を乗じて調査基準価格を算出します。この基準価格より低い金額で入札した者が低入札者となります。 ・あります。
	<p>④令和元年度駅館川農地整備事業 板場4工区区画整理（その1）工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一者応札の場合のヒアリング結果として、コストに見合うメリットがないというのは、どういう事ですか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の業者と比較して、県外の業者は資機材の運搬経費等の掛増し費用が必要という事でした。また、資料をダウンロードした者も3者と少なく、利益を確保することが厳しい工事と判断されたようです。
	<p>(2) 抽出業務 ①令和2年度筑後川下流右岸農地防災事業 現場技術（その1）業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現場技術業務とは具体的にどのようなものですか。 ・分割発注（その1～その5）を行っていますが、分割する基準等がありますか。 ・業務を分割することで多くのコンサルタントと契約することになりますが、メリット、デメリットはありますか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・工事の監督、関係機関との協議、事業実施に関する業務等についての補助作業を建設コンサルタント等に行わせるものです。 ・基準等はありません。また、件名は同じですが、工事の場所や業務の内容は異なります。 ・良い発想や考え方があれば事業所内で共有して全体に反映することができます。デメリットという程ではありませんが、成果のとりまとめ方に若干の差違が生じることがあります。

	<ul style="list-style-type: none"> ・分割発注されたものはどれも1者応札となっています。業者は複数の入札に参加することは可能と思いますが、どうして1者応札になったと考えますか。 ・分割発注した結果、全てが1者応札となるのは不自然に感じられることから、人員確保が困難な状況においては複数の業者がJVとして全ての業務を請け負うことができるようにするなどして、1者応札にならないような工夫をすべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般競争で入札を行っており、同一業者が複数の入札に参加することは可能です。一方、コンサルタントは人員確保が困難な状況と聞いています。本業務を履行するためには約1年間にわたって技術員を専属で配置する必要があることから、現場が自社に近いなど自社に有利な案件を選んで入札していることが考えられます。 ・JVその他の受注形態を含め、対応を検討します。
	<p>②令和元年度川辺川農業水利事業 ファームポンド他実施設計（多良木） 業務（第3回変更）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務内容に変更があった場合、別途入札を行うような事がありますか。また、変更について上限等がありますか。 ・今回は変更で増額となっているが、減額となる場合もありますか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・履行中の業務は、業務請負契約書に基づいて変更内容をその都度請負業者と協議し、最終的に契約金額の増減分について見積合わせを行います。 なお、上限はありません。 ・例えば、用地等の現場条件が整わなくなり、その部分の設計業務等が必要なくなった場合には変更減となります。
	<p>(3) 抽出物品・役務等 ①令和2年度複合機の保守業務（コニカミノルタ社製）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賃貸借は5年ですか。 ・賃貸借のほとんどがコニカミノルタ社製の機器ですか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・賃貸借については5年国債で契約しています。保守については、初年度のみ賃貸借と一括して契約しますが、次年度からは別々の契約となります。 ・その都度、一般競争入札を行っていますが、結果としてコニカミノルタ社製となっています。

	<ul style="list-style-type: none"> ・違うメーカーの機器がある場合は、別に保守契約を行うのですか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・メーカーが違えばそれぞれ契約を行います。
	<p>②令和2年度有明海特産魚介類生息環境調査（熊本県沖）委託事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沿岸4県（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県）で調査を行っているようですが、状況を教えて下さい。 ・4県それぞれと契約しているのですか。また、それぞれ金額は違うのですか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・4県とも同様な調査を行っており、それぞれの調査結果を国が取りまとめています。 ・4県それぞれと契約しており、金額も異なります。平成27年度から4県で6億円の予算となっています。
	<p>3. 再度入札における一位不動状況について</p> <p>意見・質問なし。</p>	
	<p>4. 指名停止について</p> <p>該当無し</p>	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	無し	
[これらに対し部局長が講じた措置]	無し	

事務局：九州農政局総務部総務課

(注1) 必要があるときは、各事項を著しく変更することなく、所用の変更を加えることができる。

(注2) 公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人又は公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。）をいう。